

答申第 859 号
諮問第 1412 号

件名：愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱についての一部開示決定に関する
件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 9 月 3 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

異議申立人の請求する情報ではない。

異議申立人の求める情報は、愛知県個人情報保護審議会委員を選定した者及び選定した経緯が分かる情報であって、開示が為された情報は起案文書の中身ではなく表紙 1 枚、依頼文書、委員としての任期数等、委員が突然どのように現れたのか全くその記録がなく、唯一つ弁護士が愛知県弁護士会の推薦であるということは、異議申立人の請求の趣旨に合致するが、自推によるものか、他になり手がいないから、弁護士会が馴れ合いで紹介した者か等、選定した経緯が一切不明であるため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 愛知県個人情報保護審議会について

(ア) 愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）は、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）

第 45 条第 1 項の規定に基づき設置するものであり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する知事の附属機関であり、愛知県県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）がその庶務を処理している。

(イ) 愛知県個人情報保護条例第 45 条第 3 項以下において、個人情報保護審議会の委員（以下「委員」という。）は 7 人以内で組織し、学識経験のある者のうちから知事が任命することとされており、任期は 2 年とされている。

(ウ) 個人情報保護審議会は、愛知県個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項、すなわち、個人情報の取扱いの制限、開示請求等に対する不服申立て及び事業者の保有する個人情報の保護に関して調査審議を行う機関であることから、それぞれの立場から個人情報に関する知見を有する者として、弁護士 2 人、大学教員 2 人、マスコミ関係者 1 人、事業者団体代表 1 人及び消費者団体代表 1 人を委員に委嘱している。

イ 本件請求内容について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄には「別紙記載のとおり」と記載されており、添付されていた別紙には、「愛知県個人情報保護審査会審査委員について選定（任命ではない）をした者及び選定に至った経緯が分かる情報」と記載されていた。

また、実施機関の職員が開示請求者に確認したところ、本件開示請求日時点における委員に関する文書を求める趣旨であった。

よって、本件請求内容は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員について、委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書（以下「本件請求対象文書」という。）であると解した。

ウ 本件行政文書の内容について

本件開示請求に対し、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 6 までを特定し、一部開示決定を行った。本件行政文書は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員 7 人について、知事が初めて委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の事務局である県民総務課が作成した起案文書である。その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、このうち、不開示とした部分は、同表の 3 欄に掲げるとおりである。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 異議申立書における異議申立ての趣旨及び理由には、異議申立人の請

求する情報ではない旨が記載されており、不開示情報該当性については記載されていない。よって、不開示情報該当性については異議申立ての対象外と解されることから、以下では文書特定について述べる。

イ 本件開示請求は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員について、当該委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書を求めるものである。

個人情報保護審議会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関からの諮問に応じて審査等を行っていることから、前記(1)ア(ウ)で述べたとおり、各分野の個人情報に関する知見を有する者 7 人を構成員とすることにより、これまで適切に運営されてきた。そこで、本件開示請求に係る委員の選任に当たっても、この構成を維持することとし、具体的な選任手続としては、本件行政文書のとおり、関係する団体等に個人情報保護審議会の目的に照らした適任者の推薦を受けるなどして候補者を選定し、委員の委嘱に係る決裁を経て選任したものである。

ウ 本件行政文書は、前記(1)ウにおいて述べたとおり、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員 7 人について、知事が初めて委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課が作成した委員の委嘱に係る起案文書であり、選定をした者や選定に至った経緯が分かる行政文書は、本件行政文書以外には作成していない。

念のため、県民総務課において、本件行政文書以外に本件請求対象文書に該当すると考えられる文書の存否について探索したが、存在しなかった。

エ 以上のことから、本件請求内容に該当する行政文書は、本件行政文書以外に存在しないので、文書の特定に誤りはない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は、別記のとおりであり、実施機関によれば、前記

3(2)で述べた理由により、本件開示請求については文書1から文書6までを特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解したとのことである。

異議申立書及び実施機関が作成した開示理由説明書の内容を総合すると、実施機関の主張するとおり本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象ではないと解される。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関によれば、委員は、各分野の個人情報に関する知見を有する者7人を構成員とすることにより、これまで適切に運営されてきたことから、新たな委員の委嘱に当たっても、この構成を維持することとしているとのことである。また、関係する団体等に個人情報保護審議会の目的に照らした適任者の推薦を受けるなどして候補者を選定しているとのことである。さらに、本件請求対象文書は、本件行政文書以外には作成していないとのことである。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、各文書の内訳は別表の2欄に掲げるとおりであり、その内容については以下のように認められ、また、各文書の起案文には、起案した職員の氏名及び印影並びに決裁に関与した職員の印影が認められた。

(ア) 文書1

文書1は、委員の任期が平成22年3月31日をもって満了することに伴い、同年4月1日から2年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書1の起案文には、本件開示請求のあった平成27年9月7日時点において就任していた委員のうち、弁護士である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について(回答)」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。

(イ) 文書2

文書2は、委員の任期が平成24年3月31日をもって満了することに伴い、同年4月1日から2年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書2の起案文には、本件

開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、文書 1 の委員とは別の弁護士である委員及び大学教員である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について（回答）」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。

(ウ) 文書 3

文書 3 は、委員のうち、消費者団体関係者である委員が平成 24 年 4 月 30 日をもって辞任することに伴い、同年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 3 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、消費者団体関係者である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。

(エ) 文書 4

文書 4 は、委員のうち、事業者団体関係者である委員が平成 25 年 3 月 31 日をもって辞任することに伴い、同年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 4 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、事業者団体関係者である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。

(オ) 文書 5

文書 5 は、委員の任期が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同年 4 月 1 日から 2 年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 5 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、文書 2 の委員とは別の大学教員である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について（回答）」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。さらに、「教員詳細（教員データベース）」は、大学教員である委員が所属する大学の教員を紹介するウェブページのうち当該教員に係るものを印刷したものである。

(カ) 文書 6

文書 6 は、委員のうち、マスコミ関係者である委員が平成 27 年 6 月 21 日をもって辞任することに伴い、同月 22 日から平成 28 年 3 月 31 日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 6 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、マスコミ関係者である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。

ウ 異議申立人は、異議申立書において、異議申立人の請求する情報ではない旨主張するが、以上のことからすれば、本件行政文書は本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員について、委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書であり、本件請求対象文書に該当する文書であると認められる。

エ また、当審査会において実施機関に確認したところ、弁護士、マスコミ関係者、事業者団体関係者及び消費者団体関係者である委員については、弁護士である委員は愛知県弁護士会からの書面による推薦が、それ以外の委員は関係団体からの口頭による推薦があり、これらの推薦を信頼して委員を委嘱することとしており、また、大学教員である委員については、これまで委員を務めていた大学教員と相談するなどして、候補者を選定し、その経歴等を担当者が確認し、委員を委嘱することとしているとのことである。

以上のことからすれば、本件行政文書以外に本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれぬ。

オ したがって、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないと認められる。

カ なお、当審査会において実施機関に確認したところ、大学教員である委員の候補者の経歴等については、通常、担当者が参考にウェブページ等で確認しているとのことである。大学教員である委員については、関係団体からの推薦があるものではなく、担当者が候補者の経歴等を確認しているということであれば、当該委員の委嘱に当たり確認した内容を明確にするため、今後は、大学教員である委員を新任の委員として委嘱する場合で当該候補者の経歴等を確認した際に文書 5 の「教員詳細（教員データベース）」のような参考資料を作成又は取得したときは、起案文書に添付すべきものとする。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

請求日時点の愛知県個人情報保護審査会審査委員について選定（任命ではない）をした者及び選定に至った経緯が分かる情報。

（本件毎度の弁護士が実務経験のあることは当然のことで、知りたいことは県の顧問等を行った者であるかどうか県寄りであるかどうかであり、大学の教授が得意とする個人情報を無視した税を取りやすくするためだけの番号利用法の情報システムの知見が情報公開制度とどのように関係するのか、マスコミ関係者がなぜ毎回中日新聞であるのか、名古屋商工会議所職員がどのような実績等により個人情報保護の実態に見解を持っているのか、愛知県生活学校運動推進協議会が情報公開制度に対して、どうして県民・消費者を代表する立場にあるのか、不透明なため。）

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書1 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成22年1月27日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼)(案)	なし
	承諾書(案)	なし
	辞令(案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
附属機関委員名簿	なし	
文書2 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成24年2月23日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼)(案)	なし
	承諾書(案)	なし
	辞令(案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
附属機関委員名簿	なし	
文書3 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成24年4月27日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	附属機関委員名簿	なし
	辞任願	個人の住所、署名及び印影
文書4 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成25年4月1日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	辞令 (案)	なし
	礼状 (案)	なし
	辞任願	個人の住所、署名及び印影
文書5 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成26年2月4日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	辞令 (案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
	附属機関委員名簿	なし
	教員詳細 (教員データベース)	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 6	起案文	なし
愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成 27 年 6 月 18 日付け起案)	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	辞令 (案)	なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.11.16	諮問
29.5.12	実施機関から開示理由説明書を受理
29.5.16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
29.10.30 (第534回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取及び審議
29.12.7 (第538回審査会)	審議
30.1.12	答申